

議案第 1 1 7 号

松阪市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

松阪市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 11 月 28 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

松阪市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、「。第 10 条において「情報通信技術利用法」という。」を削り、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）の附則第 1 条本文の施行の日のいずれか遅い日から施行する。